

公共随契による売払結果一覧表(令和5年12月契約分)

(土地)

整理番号	所在地	登記地目	面積(平方メートル)	契約年月日	契約金額(円)	契約相手方名	法人番号	用途	減額売払の有無	借地権の有無	価格形成上の減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/容積率(パーセント)	備考
1	神奈川県横浜市金沢区釜利谷東1-11-18	宅地	1,175.46	R5.12.25	246,846,600	横浜市	3000020141003	保育園敷地				市街化区域	一種中高	60/150	

(建物付土地)

整理番号	所在地	登記地目及び種類		契約年月日	契約金額(円)	契約相手方名	法人番号	用途	減額売払の有無	借地権の有無	価格形成上の減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/容積率(パーセント)	備考
		土地面積(平方メートル)	建物面積(平方メートル)												
1	長野県木曾郡上松町栄町3-686-1	宅地	328.30	R5.12.5	5,750,000	上松町	8000020204226	定住促進用住宅				都市計画区域内(非線引き)	一種住居	60/200	工作物一式
建物	84.07/84.07														

- 本一覧表は、公共随契により売払をした物件について一件別に記載しております。
- 減額売払の有無は、法令の規定に基づき減額売払を行った場合に「○」を記載しております。
- 借地権の有無は、売却した物件に借地権が設定されていた場合に「○」を記載しております。
- 契約金額(円)は、見積り合せにより落札された金額、又は見積り合せにより落札されなかった場合は「不調」と記載、5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せを取下げされた場合は、「取下げ」と記載しております。
- 価格形成上の減価要因は、次に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況を減価要因とした場合
- 用途地域名については、次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層	第一種住居地域・・・一種住居	商業地域・・・商業	用途地域の指定がないもの・・・指定なし
第二種低層住居専用地域・・・二種低層	第二種住居地域・・・二種住居	準工業地域・・・準工業	
第一種中高層住居専用地域・・・一種中高	準住居地域・・・準住居	工業地域・・・工業	
第二種中高層住居専用地域・・・二種中高	近隣商業地域・・・近隣商業	工業専用地域・・・工業専用	

公共随契による貸付結果一覧表(令和5年12月契約分)

整理番号	所在地	登記地目	面積(平方メートル)	契約年月日	年額貸付料(円)	契約期間	契約相手方名	法人番号	用途	減額貸付の有無	定期借地権の設定の有無	価格形成上の減価要因	都市計画区域	用途地域	建蔽率/容積率(パーセント)	備考
1	東京都日野市日野本町6-1-84外1筆 (東町土地区画整理事業施行地区内、仮換地31街区6-1-84画地外1画地)	宅地	8,964.67	R5.12.14	39,660,660	R6.1.1~ R8.12.31	東京都	8000020130001	道路等用地				市街化区域	準工業	60/200	仮換地: 4,985㎡

- 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
- 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
- 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載、又は見積り合せにより落札されなかった場合は「不調」と記載、5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せを取下げされた場合は、「取下げ」と記載しております。
- 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
- 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の物件の状況を減価要因とした場合
- 用途地域名については、次のとおり省略しています。

第一種低層住居専用地域・・・一種低層	第一種住居地域・・・一種住居	商業地域・・・商業	用途地域の指定がないもの・・・指定なし
第二種低層住居専用地域・・・二種低層	第二種住居地域・・・二種住居	準工業地域・・・準工業	
第一種中高層住居専用地域・・・一種中高	準住居地域・・・準住居	工業地域・・・工業	
第二種中高層住居専用地域・・・二種中高	近隣商業地域・・・近隣商業	工業専用地域・・・工業専用	